

アスベスト対策

平成17年6月，アスベスト製品を扱う企業の従業員の労働災害，または工場の周辺住民への健康被害などが大きな社会問題となった。

このような状況を受け国土交通省では，平成17年11月にアスベスト対策推進本部を設置し，アスベスト対策の推進を図ることとし，国土交通省におけるアスベストの対策をとりまとめている。

今回の特集では国土交通省，自治体，建設業界などのアスベストに対する取り組みを紹介していきたいと思う。

国土交通省における アスベスト対策の取り組み

国土交通省総合政策局国土環境・調整課

課長補佐 いしだ 石田 まさひろ 雅博

1. はじめに

平成17年6月末に、尼崎市の石綿製品工場の従業員が肺ガンや中皮腫で死亡していることが公表されるとともに、工場周辺の住民や従業員の家族が中皮腫等を発症・死亡していることが報道された。さらに、8月には文具店の店主が中皮腫で亡くなっており、店内に使用されていた吹付けアスベストが原因と考えられることが報道された。

このような状況を受け、政府は7月にアスベスト問題に関する関係閣僚会合（以下「閣僚会合」という）を設置し、アスベスト問題に係る当面の対応をとりまとめるとともに、12月には「隙間のない健康被害者の救済」「今後の被害を未然に防止するための対応」「国民の有する不安への対応」を柱とする政府の総合対策をとりまとめた。

国土交通省としても、アスベストの健康被害状況や露出したアスベストの実態把握に努めるとともに、11月にはアスベスト対策推進本部を設置してアスベスト対策の推進を図ることとし、国土交通省におけるアスベストの対策をとりまとめている。

2. アスベストとは

そもそもアスベスト（石綿）とは、太古より火山活動で火成岩の一種である超塩基性岩の地殻内マグマの裂け目に水が侵入し、非常に高い圧力のもとで熱水作用を受け、その裂け目に繊維状結晶が生成されたものである。

アスベストの種類としては、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、クリソタイル（白石綿）があり、クロシドライトが最も毒性が強く、その発ガン性は、クリソタイルの500倍ともいわれている。

アスベストの特性は、不燃性、耐熱性、耐腐食性等に優れているため、日常生活に幅広く使用されてきた。国土交通省に関連する施設等においても、建築物・運輸関連施設において、屋根材、壁材、天井材等として、アスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等の成型品、耐火被覆材や断熱材としての吹付けアスベストが使用されている。また、輸送機関において、主にエンジン排気管の断熱材やブレーキ用の摩擦材等にアスベスト含有製品が使用されている。

アスベストの国内輸入量は、1974年に35万tとピークをつけ、原則使用禁止となった平成16年に

0.8万tまで減少した(図 1 参照)。さらに、政府の総合対策において、アスベストの全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置することを決定した。しかし、昭和45年から平成2年にかけて多くのアスベストが輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されているため、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加することが見込まれる。

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康被害が発生するおそれがある。

- ① 石綿肺(じん肺の一種)：肺が繊維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがある
- ② 肺ガン：肺にできる悪性の腫瘍
- ③ 胸膜、腹膜等の中皮腫(がんの一種)：肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍

これらの疾病については、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が、35年程度と相当長いことがある。

石綿起因による肺がん、中皮腫は増える傾向にある。石綿起因がほとんどといわれている中皮腫の死亡者数は毎年増加しており、厚生労働省人口

動態調査によれば、平成7年に500人であった死亡者数は、平成16年に953人に上った(図 2 参照)。

3. アスベスト問題に係る政府の総合対策

平成17年12月27日に決定した政府の総合対策では、「隙間のない健康被害者の救済」「今後の被害を未然に防止するための対応」「国民の有する不安への対応」を3本柱としてとりまとめている(図 3 参照)。

隙間のない健康被害者の救済については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が2月10日に公布・施行され、労災補償等の対象とならない者に対する救済給付と労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置について、3月20日から申請の受付が開始されたところである。

また、今後の被害を防止するために、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法が改正された。さらに、吹付けアスベスト等の除

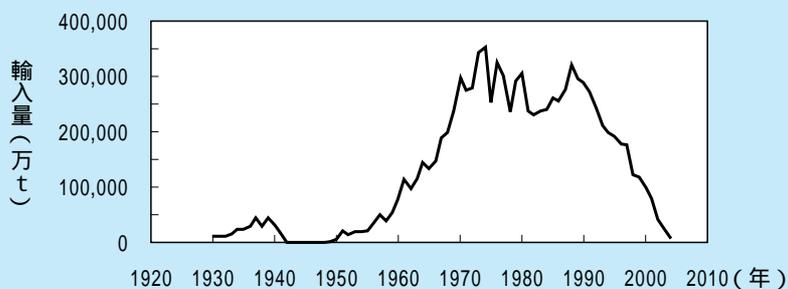


図 1 アスベスト輸入量の推移 (財務省貿易統計より)

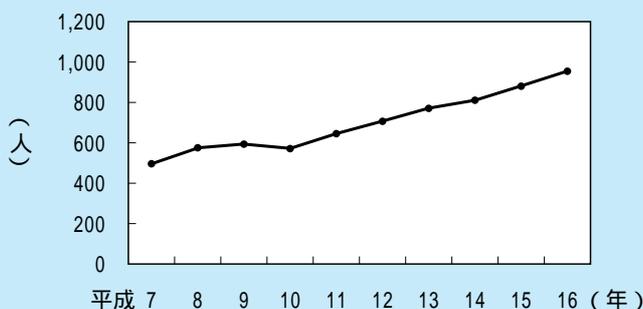
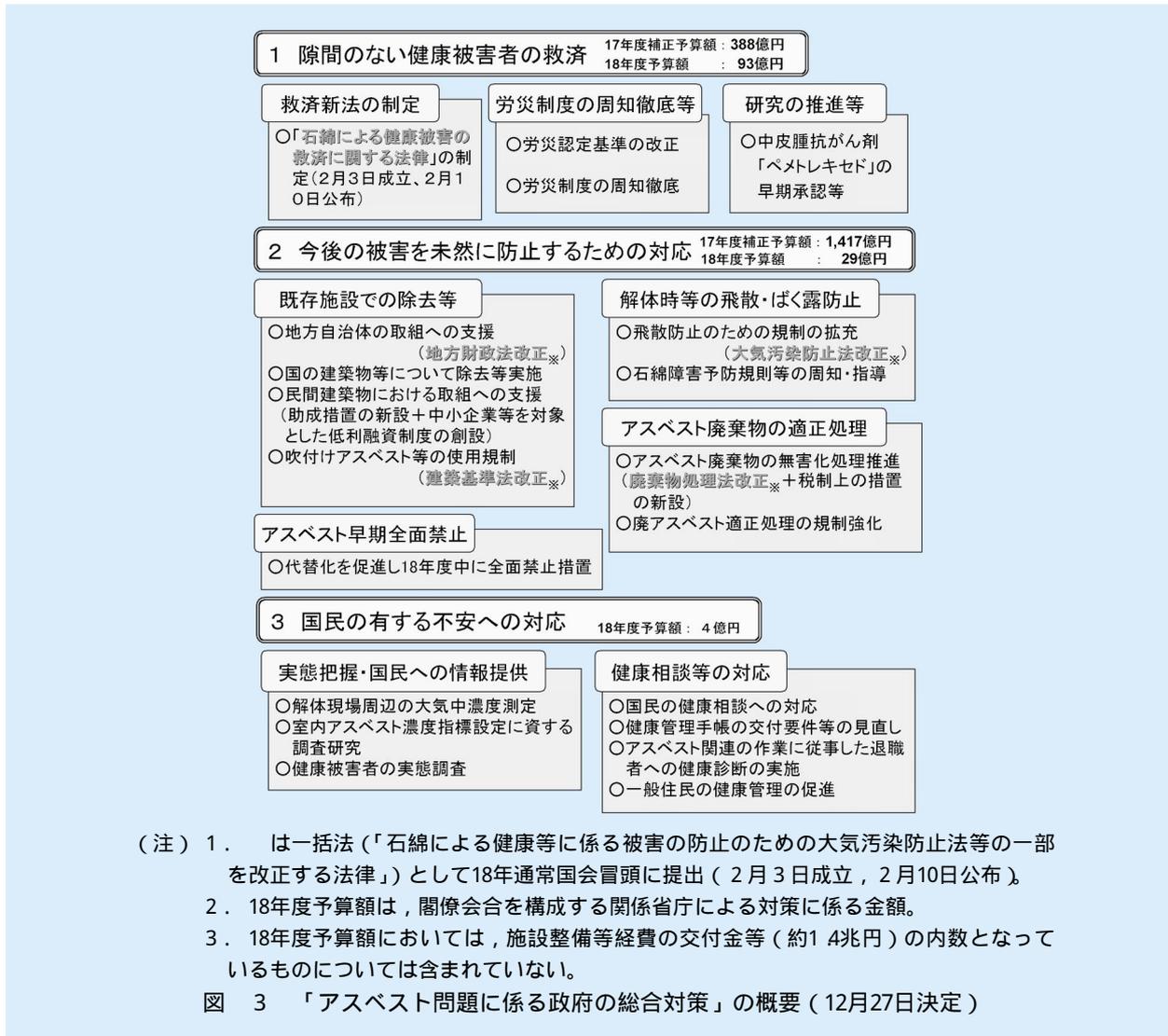


図 2 中皮腫による死亡者数 (厚生労働省人口動態統計より)



去等の推進のためなどに、平成17年度補正予算にアスベスト対策費が計上されたところである。

4. アスベスト問題に対する国土交通省の対応

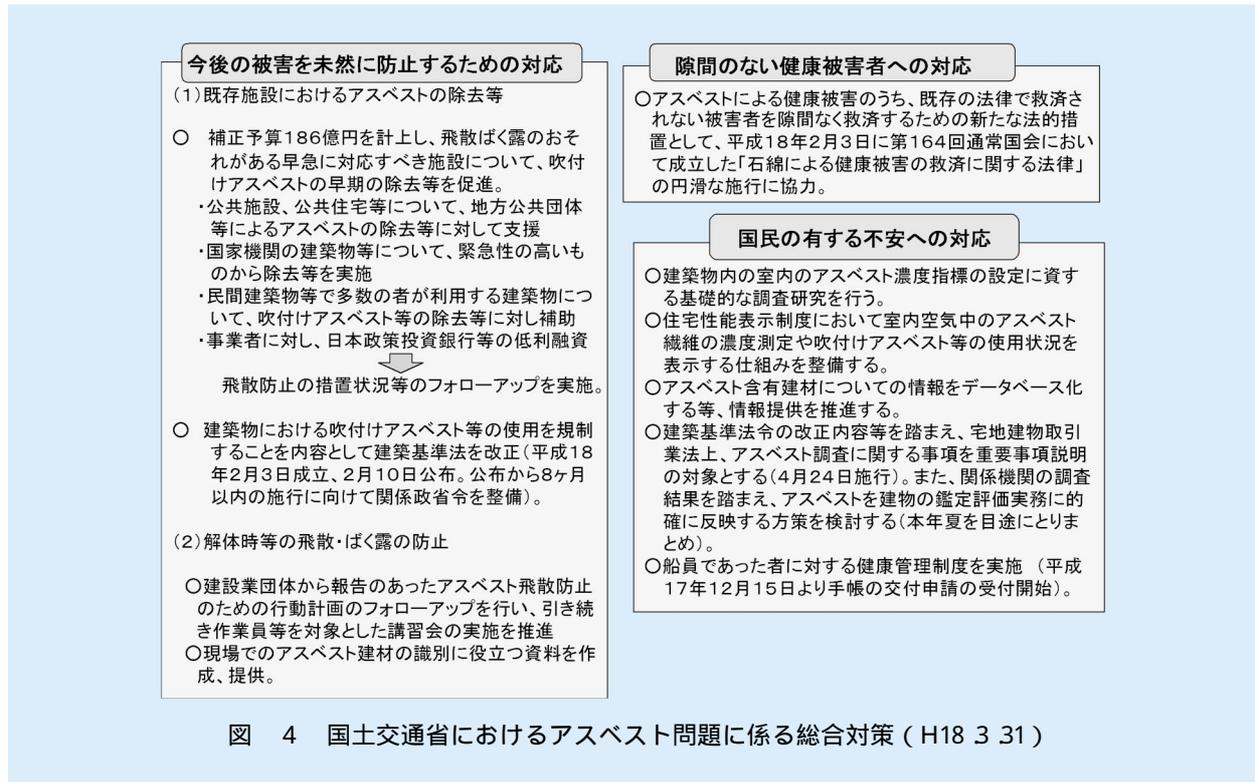
国土交通省では、政府の総合対策に基づき、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去を推進するとともに、建築物の解体現場における飛散防止の徹底に取り組んできた(図 4 参照)。

- (1) 吹付けアスベスト等の使用実態把握と除去等の推進
- ① 吹付けアスベスト等の使用実態の把握

これまでに、運輸関連施設、国の機関の建築物、公共住宅、民間建築物等について、吹付けア

スベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールに関する実態調査を実施し、結果を公表するとともに対策の実施状況をフォローアップしてきた。平成18年3月31日現在において、

- 1) 運輸関連施設については、約16万を超える事業者等を対象に調査を実施した結果、2バスターミナルにおいて旅客用のスペースに吹付けアスベストが露出していることが確認されており、除去工事を実施中である(うち1バスターミナルにおいては4月に工事が完了)。
- 2) 国の機関の建築物については、調査件数約84,000棟のうち、936棟において吹付けアスベスト等が確認され、うち325棟は措置済みとなっている。
- 3) 公共住宅については、調査件数約40,000団地のうち、226団地において吹付けアスベスト等



が確認され、そのうち、222団地はすでに対策済みとなっている。

4) 民間建築物については、調査件数約256,000棟のうち、約12,000棟において露出した吹付けアスベスト等が確認された。

② 吹付けアスベスト等の除去等の推進

吹付けアスベスト等が露出している国の施設の除去等の対策の実施、民間建築物等で多数の者が利用する建築物の除去等の補助、公共施設における除去等の推進のために、平成17年度補正予算に国土交通省として186億円を計上し、緊急性の高いものから対策を実施することとした。

民間建築物等に対する補助に関しては、アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設し、地方公共団体と連携し、多数の者が利用する建築物のアスベスト改修を促進している。また、住宅等のアスベスト対策については、地域住宅交付金を活用することが可能である。

融資については、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫にアスベスト対策および技術開発の推進のための低利融資制度を創設している。

③ 建築基準法の改正

飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止することを内容とする建築基準法の改正案を、大気汚染防止法、廃棄物処理法、地方財政法と併せて一括法（「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」）として第164回通常国会に提出し、2月3日に成立し2月10日に公布された。

この建築基準法の改正により、既存建築物の所有者等に対して、1)増改築時における除去等の義務付け、2)アスベストの飛散のおそれのある場合における特定行政庁による勧告・命令等の実施、3)特定行政庁による方向聴取・立入検査が可能となるとともに、4)定期報告の結果の閲覧等の措置が講じられることとなる。

また、大気汚染防止法（環境省所管）の改正によりアスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務付けられる他、廃棄物処理法（環境省所管）の改正により今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するための国の認定による特例制度が創設される。さらに、地方財政法（総務省所管）の改正により、地方公共団体が行う公共施設

等に係るアスベストの除去に要する経費について地方債の起債の特例対象となった。

④ アスベスト対策の技術開発

財団法人日本建築センターにおいて、吹付けアスベストの除去・封じ込め等の飛散防止処理技術に関する建設技術審査証明を実施しており、これまでに26件が審査証明を受けている。

⑤ アスベスト処理費用の情報提供

アスベスト処理の適正な費用の支払いに資するよう除去費用の情報提供として、吹付けアスベストの処理費用を調査し、平成17年8月26日と平成18年3月31日に公表している。

(2) 解体時のアスベスト飛散防止の徹底

① 関係法令の遵守の徹底

建設工事を実施するにあたってのアスベストの取扱いについては、「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令により規定されている。

建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するためには、これらの関係法令の遵守が重要であり、「建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて」を関係団体に対して発出し、周知徹底を行った。また、解体工事等の現場において、アスベスト建材に該当するかどうかを容易に識別できるパンフレットと、アスベストを取り扱う上で遵守すべき法令・手続を簡便に示したポスターを作成し平成18年3月31日に公表した。

② 行動計画の作成

関係法令遵守の徹底のため、関係業界団体に石綿に関する特別講習の実施等を内容とする行動計画の作成を求め、その実施状況をフォローアップしている。平成18年3月末までに、1)石綿使用建築物の解体等に関する147人の講師の養成、2)特別の教育を約99,000人が受講した等の実績があったとの報告を受けている。

(3) 国民の有する不安への対応

① 健康被害の実態調査

所管業界におけるアスベストによる健康被害の状況について、平成17年8月および12月に実態調

査を行い、公表してきたところである。その結果、調査対象者254,396人、調査回答者数134,819人のうち、アスベスト疾病者は196人、うち死亡者は131人であることが分かった。

② 健康管理制度の周知および船員であった者に対する健康管理制度の実施

業界団体に対し、「石綿による健康被害防止対策への適切な対応について」を発出し、健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底を行った。

また、船員であった者に対する健康管理制度を新たに実施することとし、平成17年12月15日より健康管理手帳の交付申請の受付を開始した。平成18年3月14日現在で101人に対して健康管理手帳を交付している。

③ 宅地建物取引業法施行規則の改正

アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、建物の取引時において、アスベストの使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を重要事項として建物の購入者等に対して説明することを義務付けることを目的として、宅地建物取引業法施行規則を改正し、平成18年4月24日から施行された。

5. おわりに

国土交通省としては、今後とも、アスベスト問題に対応するため、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去等を推進するとともに建築物の解体現場における飛散防止の徹底等に取り組んでいく。このため、今回とりまとめた「国土交通省におけるアスベスト対策の推進」の着実な実施と定期的なフォローアップを行っていく。

参考：国土交通省ホームページ「アスベスト問題への対応について」<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>